

特記仕様書

1 地拵

(1) 作業の仕様

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈地拵	植幅 0.5m以上	全ての林小班に適用
	置幅 1.7m以内	

(注) 寸法の単位はm以下1位(10cm単位)とする。

(2) 地拵作業期間

事業期間		適用林小班等
自	至	
令和8年〇月〇日 (契約締結の翌日)	令和8年7月17日	287い1、い2、283ほ
令和8年8月3日	令和8年11月30日	284の、お

(注) 上記を基本とするが、植付作業時期に応じて着手するものとし、事前に監督職員と協議の上実施すること。

2 植付

(1) 苗木の仕様

樹種	苗齢	長さ	根元径	コンテナ容量	摘要 (適用林小班等)
スギ 実生コンテナ苗 特定苗木	2上	30cm上	3.5mm上	150cc以上	287い2、284お、283ほ
カラマツ (コンテナ苗)	2上	35cm上	4.0mm上	150cc以上	287い1、284い、の

(注1) 上記を基本とするが、変更が生じる場合は事前に監督職員へ協議願書を提出の上、打ち合わせる。

(注2) 監督職員あてに提出する苗木確認願の備考欄にコンテナ容量等を記載すること。

(2) ha 当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数(本)	苗木の植付間隔(水平距離)		適用林小班等
		列間(m)	苗間(m)	
スギ カラマツ	2,000	2.2	2.2	287い1、い2、284の、 お、283ほ
カラマツ	1,600	2.5	2.5	284い

(注) 寸法の単位は、m 以下1位(10cm 単位)とする。

(3) 植付作業期間

事業期間		適用林小班等
自	至	
令和8年〇月〇日 (契約締結の翌日)	令和8年7月17日	287い1、い2、284い、283ほ
令和8年9月1日	令和8年11月30日	284の、お

(注) 上記を基本とするが、苗木の出荷状況、現地の状況に応じて着手するものとし、事前に監督職員と協議の上実施すること。

3 下刈

作業の実施時期及び順序については事業内訳書によるほか、下草の繁茂状況に応じて着手するものとし、事前に監督職員と協議の上実施すること。

4 林地施肥

別紙1 林地施肥仕様書のとおり。

5 その他

(1) CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

(2) 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行については、別紙2のとおり。

(3) 安全確保に資する衛星携帯電話の利用については、別紙3のとおり。

林地施肥仕様書

1. 使用肥料（例示品）

製品名	保証成分（%）	肥効期間	内容量
マウントキングS	N-P-K-Mg=12-6-6-2	2.0～2.5年	15 kg/袋（15g/個）

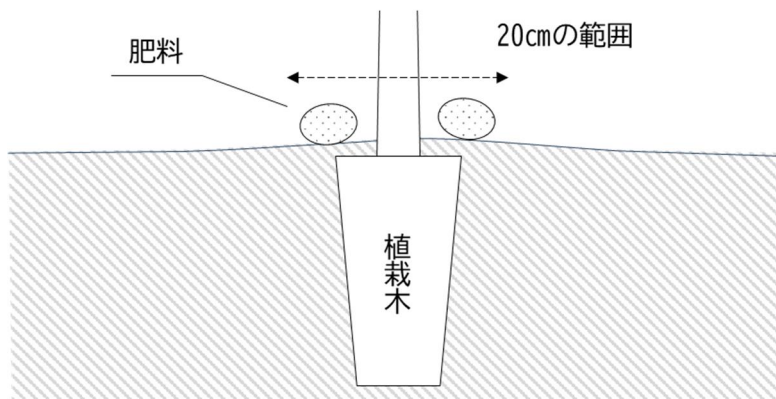
※ 上記は例示品であり、同等以上の性能を有する他製品の使用を認める。

2. 施肥の方法

(1) 使用する肥料の使用方法等を遵守すること。

(2) 下図のとおり植栽木 1 本当たり 6 個の肥料を、植栽木の根元を中心に 20 cm の範囲内に概ね等間隔となるよう施肥すること。

また、急傾斜地等で設置した肥料が安定しない場合は、必要に応じて肥料が破損しない程度に踏圧すること。



3. その他

(1) 肥料は請負者が調達し、使用する前に監督職員の確認検査を受けることとする。

(2) 作業にあたっては、事前に監督職員と現地で打合せを行い、具体の指示を受けてから実施するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日(気象庁が公表している地上気象観測所等の気温)又は暑さ指数(WBGT 値)が 25 度以上の日(環境省が公表している観測地点の暑さ指数)。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない(事業期間には不稼働日も含む)。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT 値)を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 101 号)第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計(精度区分クラス 2 以上)により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}} \text{※ ※補正係数は 1.2 とする。}$$

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ① 衛星携帯電話事業者名
 - ② 衛星携帯電話サービス名
 - ③ 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類(以下「使用端末等」という。)
 - ④ 利用料金
 - ⑤ 利用期間(○月○日～○月○日まで)
 - ⑥ 本事業以外の事業への供用の有無
他事業名(署名・物件名)
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。